

Techno Report

№166

フロンガスの規制について

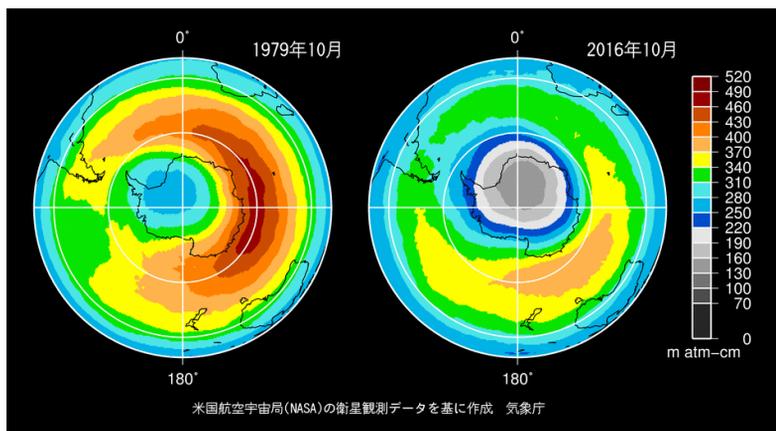
現在使用のフロンガスは、オゾン層破壊及び地球温暖化の大きな原因となっています。現在はその対策として、モントリオール議定書に基づき、種類に応じて段階的に削減を行っている状況です。

※モントリオール議定書

オゾン層の変化により生ずる恐れのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとることを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、オゾン層を破壊する物質の廃絶に向けた規制措置を実施する国際的な取り決めとなっています。

さらに、2016年10月14日 地球温暖化対策の観点から代替フロンを新たに議定書の規制対象となり本議定書の改定(ギガリ規定)が採択されました。これにより現行冷媒のR410A・R407C・R32等のガスを2036年までに85%分を段階的に削減しなくてはならなくなりました。

オゾンホール状況



左の図はオゾンホール（灰色の部分）の状況を表しています。

左側と比べて右側の2016年の絵を見ますとオゾンホールが拡大しています。未来のためにも地球環境の保護に努めていきましょう。



現在のフロンガス及び業界の動向について…

オゾン層破壊の対象となっています旧冷媒ガス(R-22)が、2020年で生産が中止となります。旧冷媒使用の機械の判断として今から約15年前くらいに製造された空調機になります。また、機械のメンテナンス用部品も合わせて供給不可となることも予想されるため、計画的に機器更新の御検討をお勧め致します。また、現在の空調機器全般の主流冷媒ガスは(R410A・R-32)等となっています。古い機械で使用しているフロンガスが判らない場合には、弊社までご相談下さい。

※微燃性冷媒（R32等）において製造・販売に伴い高圧ガス保安法が一部改正となっています。

- ・特定不活性ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とする
- ・漏えいを検知するための設備（検知警報設備）を設ける
- ・車載ポンプの取扱い ・微燃性ガスの位置づけ etc・・・取扱いに対して確認が必要です。

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会 問合せ先：本社 加々マ-サービス課/住谷 広幸 発行委員会
本社 〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221
太田支店 〒373-0818 群馬県太田市小舞木町361-1 TEL 0276-46-1348
埼玉支店 〒350-2203 埼玉県鶴ヶ島市上広谷799-48 TEL 049-279-3011
URL：<http://www.fujita-tec.co.jp>

2017年 9月発行